

建材トップランナー制度の運用に関する原則の策定について（案）

1. 熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準となるべき事項の策定

改正省エネ法第 81 条の 3 第 2 項に基づき、熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「建築材料等判断基準」という。）は、「性能が最も優れている建築材料の当該性能、特定熱損失防止建築材料に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案」して定めることとされている。

2. 基準策定に関する原則の検討

既にトップランナー制度が導入されているエネルギー消費機器では、法第 78 条第 1 項に規定する「判断の基準となるべき事項」について、機器の実情を踏まえつつ、円滑な設定を図るため平成 10 年 7 月総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会において「基準策定の原則」が定められ、当該原則に基づいて制度設計が行われている。

熱損失防止建築材料についても、当該建築材料の実情に見合った建材トップランナー制度を構築し、円滑な法運用を図る観点から、エネルギー消費機器の原則を参考に「判断基準策定における考え方（以下「建材トップランナー原則」という。）」を策定することとしたい。

別紙のとおり、建材トップランナー原則を策定することとしてはどうか。

建材トップランナー原則(案) 原則 1 対象範囲は、一般的な構造、用途、使用形態を勘案して定めるものとし、①特殊な用途に使用される<u>建築材料</u>、②技術的な測定方法、評価方法が確立していない<u>建築材料</u>であり、目標基準値を定めること自体が困難である<u>もの</u>、③市場での使用割合が極度に小さい<u>建築材料</u>は、原則として対象範囲から除外する。	エネルギー消費機器のトップランナー原則(参考) 原則 1 対象範囲は、一般的な構造、用途、使用形態を勘案して定めるものとし、①特殊な用途に使用される<u>機種</u>、②技術的な測定方法、評価方法が確立していない<u>機種</u>であり、目標基準値を定めること自体が困難である<u>機種</u>、③市場での使用割合が極度に小さい<u>機種</u>は、原則として対象範囲から除外する。
--	--

エネルギー消費機器の対象範囲策定に関し、本原則により支障なく選定が行われているところ、特定熱損失防止建築材料を定めるにあたっては、同様に本原則により対象範囲を判断すべきである。

建材トップランナー原則(案)	エネルギー消費機器のトップランナー原則(参考)
原則 2 (案) 特定<u>熱損失防止建築材料</u>はある指標に基づき区分を設定することになるが、その指標(基本指標)は、<u>熱損失防止性能</u>と関係の深い物理量、機能等の指標とし、<u>最終消費者のニーズの代表性を有するものとして設計事務所、ハウスメーカー、工務店等が建築材料を選択する際に基準とするもの</u>等を勘案して定める。 ・基本指標は、①当該<u>建築材料</u>に係る基本的な物理量等当該<u>建築材料の熱損失防止性能</u>と関係の深いものから、②<u>最終消費者のニーズ(を代表した設計事務所、ハウスメーカー、工務店等の選択基準)</u>等を勘案して定める。 ・基本指標は基本的には1つであることが好ましいが、<u>最終消費者のニーズを踏まえた設計事務所、ハウスメーカー、工務店等の需要</u>に対応するために(例えば、その指標を考慮しないと<u>ニーズが高いにもかかわらず建築材料</u>を市場に提供できない事態が生じるような場合に対応するために)、必要に応じて複数の基本指標を導入することも可能とすることが適当である(原則4参照)	原則 2 特定<u>機器</u>はある指標に基づき区分を設定することになるが、その指標(基本指標)は、<u>エネルギー消費効率</u>との関係の深い物理量、機能等の指標とし、<u>消費者が製品を選択する際に基準とするもの(消費者のニーズの代表性を有するもの)</u>等を勘案して定める。 ・基本指標は、①当該<u>機器</u>に係る基本的な物理量(<u>テレビ：画面サイズ、自動車：車両重量、冷蔵庫：容積等</u>)、機能又は性能(<u>DVDレコーダー：HDD、VTR付等</u>)等当該<u>機器のエネルギー消費効率</u>と関係の深いものから、②<u>消費者ニーズの代表性</u>等を勘案して定める。 ・基本指標は基本的には1つであることが好ましいが、<u>消費者ニーズ</u>に対応するために(例えば、その指標を考慮しないと<u>消費者ニーズが高いにもかかわらず製品</u>を市場に提供できない事態が生じるような場合に対応するために)、必要に応じて複数の基本指標を導入することも可能とすることが適当である(原則4参照)。

本原則は、対象建築材料へのトップランナー制度導入に際し、その建築材料の区分設定の際のパラメータ(指標)の考え方について定めている。区分設定に際し、熱損失防止性能と関係の深い物理量、機能等を指標とし、及び最終消費者のニーズ及びそれを踏まえた設計事務所、ハウスメーカー、工務店等の需要を勘案して定める必要があることについては、熱損失防止建築材料においても論を待たないところ、エネルギー消費機器同様、特定熱損失防止建築材料においても本原則が必要である。

建材トップランナー原則(案)

原則 3

目標基準値は、同一の熱損失防止性能を目指すことが可能かつ適切な基本指標の区分ごとに、1つの数値又は関係式により定める。

- ・区分毎の目標基準値の設定方法としては、数値により目標基準値を設定する方法と関係式により目標基準値を設定する方法の2通りがある。

(1) 数値により目標基準値を設定する場合

- ・省エネを最大限進める観点から、区分の範囲は可能な限り広範囲に高効率な数値を設定することが好ましい。しかしながら、建築材料の原料、製造方法が異なっていること等により、同一の熱損失防止性能を目標基準値とすることができない場合にあっては、別の区分を設け、その区分における目標基準値を定めることとする。
- ・また、熱損失防止性能と連続して相関のある要素がない場合等には、熱損失防止性能に影響を与える機能を基本指標として設定し、この基本指標に応じて一つの数値を設定する。

(2) 関係式により目標基準値を設定する場合

- ・特定熱損失防止建築材料の中には、区分を定め目標基準値を1つの数値により設定することが、適切ではない場合がある。

エネルギー消費機器のトップランナー原則(参考)

原則 3

目標基準値は、同一のエネルギー消費効率を目指すことが可能かつ適切な基本指標の区分ごとに、1つの数値又は関係式により定める。

- ・区分毎の目標基準値の設定方法としては、数値により目標基準値を設定する方法と関係式により目標基準値を設定する方法の2通りがある。

(1) 数値により目標基準値を設定する場合

- ・省エネを最大限進める観点から、区分の範囲は可能な限り広範囲に高効率な数値を設定することが好ましい。また、同一のエネルギー消費効率を目標基準値とすることができない場合にあっては、別の区分を設け、その区分における目標基準値を定めることとする。

- ・また、エネルギー消費効率と連続して相関のある要素がない場合等には、エネルギー消費効率に影響を与える機能を基本指標として設定し、この基本指標に応じて一つの数値を設定する。
(具体例：DVDレコーダーの場合 {HDD、VTR等})

(2) 関係式により目標基準値を設定する場合

- ・特定機器の中には、区分を定め目標基準値を1つの数値により設定することが、適切ではない場合がある。
- ・例えば、TVの場合、画面サイズを基本指標とし、年間使用電力量をエネルギー消費効率として設定すると、画面サイズの増加に伴って、年間使用電力量は増加する。具体的には、15～21インチを1区分としてトップランナー方式による1つの数値による目標基準値を設定した場合、現実的には15インチのエネルギー消費効率が目標値となるため、21インチのテレビ

・基本指標の増加に伴い必然的に<u>熱損失防止性能</u>が悪化（改善）し、区分内の目標基準値を1つの値により設定した場合、トップランナー方式であるが故に、区分内で最も<u>熱損失防止性能</u>の目標の達成が容易となる<u>建築材料</u>に製造が集中し、消費者の多様なニーズを満たすことが困難となることが考えられるため、関係式により目標基準値を表すことが適当である。 ・また、上記の関係式により目標基準値を設定した場合、ある基本指標の範囲で消費者ニーズが高いにもかかわらず、技術的対応可能性が無く目標値の達成ができない場合が考えられる。 ・このような場合にあっては、基本指標の範囲により別の区分を設け、区分された基本指標の範囲における最も効率のよい<u>建築材料</u>の分布点を包括する関係式を求め、これを目標基準値とする。 ・なお、このように別の区分を設ける場合には、区分が分かれる基本指標において、<u>熱損失防止性能</u>に影響を与える技術的、構造的な差異があることが必要である。	は15インチ相当のエネルギー消費効率を実現することはほぼ困難であることから、実態的に21インチのテレビは製造出来なくなり、消費者の多様なニーズに対応が不可能となる。 ・このように、基本指標の増加に伴い必然的に<u>エネルギー消費効率</u>が悪化（改善）し、区分内の目標基準値を1つの値により設定した場合、トップランナー方式であるが故に、区分内で最も<u>エネルギー消費効率</u>目標の達成が容易となる<u>製品</u>に製造が集中し、消費者の多様なニーズを満たすことが困難となることが考えられるため、関係式により目標基準値を表すことが適当である。 ・また、上記の関係式により目標基準値を設定した場合、ある基本指標の範囲で消費者ニーズが高いにもかかわらず、技術的対応可能性が無く目標値の達成ができない場合が考えられる。 ・このような場合にあっては、基本指標の範囲により別の区分を設け、区分された基本指標の範囲における最も効率のよい<u>製品</u>の分布点を包括する関係式を求め、これを目標基準値とする。 ・なお、このように別の区分を設ける場合には、区分が分かれる基本指標において、<u>エネルギー消費効率</u>に影響を与える技術的、構造的な差異があることが必要である。
--	---

本原則では、原則2で定めた指標に基づき、具体的な区分設定の考え方及び目標基準値の考え方を整理している。

区分設定に際して、同一の目標基準値を目指すことが可能かつ適切なことを要件とすることは、熱損失防止建築材料についても当然に要求される。

また、目標基準値を1つの数値ではなく関係式によって定めることを認めることについて、例えば複層ガラスにおける中空層の厚み等については、当該厚みの減少に伴い必然的に性能が悪化し、区分内の目標基準値を1つの値により設定した場合、区分内で最も熱損失防止性能の目標の達成が容易となる建築材料に製造が集中し、消費者の多様なニーズを満たすことが困難となることが考えられる。

このような状況を回避するためには、エネルギー消費機器の場合と同様、特定熱損失防止建築材料においても本原則の策定を行うことが必要である。

建材トップランナー原則(案)	エネルギー消費機器のトップランナー原則(参考)
原則 4 区分設定に当たり、付加的機能は、原則捨象する。ただし、ある付加的機能の無い<u>建築材料の熱損失防止性能</u>を目標基準値として設定した場合、その機能を有する<u>建築材料</u>が市場ニーズが高いと考えられるにもかかわらず、目標基準値を満たせなくなることにより、市場から撤退する蓋然性が高い場合には、別の区分(シート)とすることができる。 ・ 機能を勘案して、別の目標基準値の関係式を定める場合は、別の区分(シート)とする。	原則 4 区分設定に当たり、付加的機能は、原則捨象する。ただし、ある付加的機能の無い<u>製品のエネルギー消費効率</u>を目標基準値として設定した場合、その機能を有する製品が市場ニーズが高いと考えられるにもかかわらず、目標基準値を満たせなくなることにより、市場から撤退する蓋然性が高い場合には、別の区分(シート)とすることができる。 ・ 機能を勘案して、別の目標基準値の関係式を定める場合は、別の区分(シート)とする。<u>例えば、テレビの画面タイプ(ノーマルテレビ、ワイドテレビ)の違いにより、目標基準値の異なる関係式により目標基準値を表す場合には、別の区分(シート)とする。</u>

トップランナー制度では、市場のニーズを十分に勘案しつつ、可能な限り高い目標数値を設定することが必要である。原則 2 及び原則 3 に基づき、基本的指標の値が同一である建築材料について同一の目標値を設置した場合に、市場ニーズが高いと考えられる建築材料が市場から撤退する可能性が高いときは、市場ニーズを満たすため、それらの原則によらず別の区分として設定し、当該区分の中で性能改善を行わせることが適切である。

したがって、エネルギー消費機器の場合と同様、特定熱損失防止建築材料においても本原則の策定を行うことが必要である。

建材トップランナー原則(案)

原則 5

高度な熱損失防止技術を用いているが故に、高額かつ高熱損失防止性能である建築材料については、区分を分けることも考え得るが、製造事業者等が積極的に熱損失防止性能の優れた建築材料の販売を行えるよう、可能な限り同一の区分として扱うことが望ましい。

- ・ 高度な省エネ技術を用いている建築材料について、同一の区分として扱うことにより、製造事業者等にとっては、これらの建築材料を販売することにより、基準達成が容易になることから、これらの建築材料を積極的に販売するインセンティブとなる。
- ・ また、熱損失防止性能の高い建築材料は、価格が高いものであっても、建築物の光熱費等が低減されることから、結果的に経済的なものとなる場合が多い。仮に、ランニングコストにより省エネ技術の導入費用が回収できないほど価格が高い建築材料についても、当該建築材料の普及により、建築材料価格の低下が図られることが期待できる。
- ・ このため、高度な省エネ技術を用いている建築材料についても、技術的な差異に着目した区分は設けず一つの区分として取り扱うことが望ましい。
- ・ ただし、この際において高額な熱損失防止性能の高い建築材料のみを勘案して基準値の策定を行うと、消費者は省エネの名の下に経済的に見合わない高額建築材料の購入を余儀なくされる恐れがあることから、この点に配慮して基準値の策定を行うべきである。

エネルギー消費機器のトップランナー原則(参考)

原則 5

高度な省エネ技術を用いているが故に、高額かつ高エネルギー消費効率である機器については、区分を分けることも考え得るが、製造事業者等が積極的にエネルギー消費効率の優れた製品の販売を行えるよう、可能な限り同一の区分として扱うことが望ましい。

- ・ 高度な省エネ技術を用いている製品について、同一の区分として扱うことにより、製造事業者等にとっては、これらの製品を販売することにより、基準達成が容易になることから、これらの製品を積極的に販売するインセンティブとなる。
- ・ また、エネルギー消費効率の高い製品は、価格が高いものであっても、ランニングコストが低減されることから、結果的に経済的なものとなる場合が多い。仮に、ランニングコストにより省エネ技術の導入費用が回収できないほど価格が高い製品についても、当該製品の普及により、製品価格の低下が図られることが期待できる。
- ・ このため、高度な省エネ技術を用いている製品についても、技術的な差異に着目した区分は設けず一つの区分として取り扱うことが望ましい。
- ・ ただし、この際において高額な高エネルギー消費効率の製品のみを勘案して基準値の策定を行うと、消費者は省エネの名の下に経済的に見合わない高額製品の購入を余儀なくされる恐れがあることから、この点に配慮して基準値の策定を行うべきである。

本原則を用いることにより、原則２、３及び４に基づく区分分けを行わずに、あえて区分を分けず同一区分内において目標基準値を定めることで、より性能の高い建築材料へのシフトを促すことによる性能改善が可能となる。

熱損失防止建築材料の多くでは消費者ニーズを理由とした普及品と高付加価値品の区分が存在していることから、市場ニーズを勘案しつつ、普及品から高付加価値品への市場移行による性能改善が可能となる本原則は極めて有効であると考えられる。

したがって、エネルギー消費機器の場合と同様、特定熱損失防止建築材料においても本原則の策定を行うことが必要である。

建材トップランナー原則(案)

原則 6

○ 1つの区分の目標基準値の設定に当たり、特殊品は除外する。ただし、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。

(1) 特殊品の考え方

- ・ 目標基準値の設定に当たっては、以下のような建築材料は、多様な市場ニーズへの対応、安全問題等への配慮、一層の熱損失防止技術の革新等を阻害するおそれが高いことから、特殊品として除外することが適当である。
- ・ 使用目的、使用用途が特殊であり、主として特注品、受注品等の形態で生産されており、量産されていない建築材料。
- ・ 企業イメージ向上等の為に、建築材料原価割れで販売されている蓋然性が相当程度高いと認められる建築材料。
- ・ 安全性、信頼性に関する評価が確立していない等により、技術的に未成熟と認められる建築材料。
- ・ 特殊な技術を用いた建築材料であり、全体の中で、当該建築材料のシェアが現時点において相当程度低く、将来においても不確定要素が大きいと認められる建築材料であって、当該技術を用いた建築材料の熱損失防止性能を目標基準値として設定した場合、広く用いられている技術を用いた建築材料が存在し得なくなり、極度に市場をゆがめたり、他の技術の改善・革新を阻害するおそれの蓋然性が相当程度高い建築材料。
- ・ 市場ニーズに直結する性能・機能を捨象していることから、高い熱損失防止性能を実現してい

エネルギー消費機器のトップランナー原則(参考)

原則 6

○ 1つの区分の目標基準値の設定に当たり、特殊品は除外する。ただし、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。

(1) 特殊品の考え方

- ・ 目標基準値の設定に当たっては、以下のような製品は、多様な消費者ニーズへの対応、安全問題等への配慮、一層の省エネ技術の革新等を阻害するおそれが高いことから、特殊品として除外することが適当である。
- ・ 使用目的、使用用途が特殊であり、主として特注品、受注品等の形態で生産されており、量産されていない製品。
- ・ 企業イメージ向上等の為に、製品原価割れで販売されている蓋然性が相当程度高いと認められる製品。
- ・ 安全性、信頼性に関する評価が確立していない等により、技術的に未成熟と認められる製品。
- ・ 特殊な技術を用いた製品であり、全体の中で、当該製品のシェアが現時点において相当程度低く、将来においても不確定要素が大きいと認められる製品であって、当該技術を用いた製品のエネルギー消費効率を目標基準値として設定した場合、広く用いられている技術を用いた製品が存在し得なくなり、極度に市場をゆがめたり、他の技術の改善・革新を阻害するおそれの蓋然性が相当程度高い製品。
- ・ 消費者ニーズに直結する性能・機能を捨象していることから、高いエネルギー消費効率を実現

る<u>建築材料</u>があり得る。この場合、原則３に従って区分することとなるが、当該区分に属する<u>建築材料</u>がごく少数の機種（１～２機種）しか存在せず、目標基準値を設定することが困難な<u>建築材料</u>。 (2) 特殊品の目標値への反映 ・ 目標基準値の設定に当たり、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。	している<u>製品</u>があり得る。この場合、原則３に従って区分することとなるが、当該区分に属する<u>製品</u>がごく少数の機種（１～２機種）しか存在せず、目標基準値を設定することが困難な<u>製品</u>。 (2) 特殊品の目標値への反映 ・ 目標基準値の設定に当たり、技術開発等による効率改善分を検討する際に、除外された特殊品の技術の利用可能性も含めて検討する。
---	--

特注品や、企業イメージ向上等の為に建築材料原価割れで販売されている建築材料等については、仮にそれらが高性能な建築材料であったとしても、それを目標基準値とした場合には、製造事業者に過度な負担を強いる等健全な市場の形成を妨げることとなる。

したがって、エネルギー消費機器の場合と同様、特定熱損失防止建築材料においても本原則の策定を行うことが必要である。

建材トップランナー原則(案) (設定しない)	エネルギー消費機器のトップランナー原則(参考) <u>原則 7</u> <u>家電製品、OA 機器においては、待機時消費電力の削減に配慮した目標基準値とする。</u>
---	--

エネルギー消費機器における待機時消費電力に着目した本原則は、自らエネルギーを消費しない特定熱損失防止建築材料に対しては意味をなさないことから、策定しないこととする。

建材トップランナー原則(案)	エネルギー消費機器のトップランナー原則(参考)
<u>原則 7</u> 目標年度は、<u>特定熱損失防止建築材料</u>の開発期間、将来技術進展の見通し等を勘案した上で、3～10年を目処に<u>建築材料</u>ごとに定める。 ・ 目標達成に必要な期間は、現行の<u>熱損失防止性能</u>と目標基準値との関係、従来からの<u>熱損失防止性能</u>の改善の程度により異なると考えられるが、目標年度の設定に当たっては目標達成に必要なとなる当該<u>特定熱損失防止建築材料</u>の開発期間、設備投資期間、将来の技術進展の見通し等を勘案した上で、適切なリードタイムを設けることが適当であると考えられる。<u>一方で、目標年度までの期間が長すぎる場合には、逆に目標達成に向けた具体的な開発計画の策定が困難になる等の支障を来すおそれもある。これらを踏まえると、3～10年を目安として設定することが適当である。</u> ・ なお、<u>特定熱損失防止建築材料</u>毎に現行の<u>熱損失防止性能</u>と目標基準値との関係、従来からの<u>熱損失防止性能</u>の改善の程度、<u>建築材料</u>開発期間、設備投資期間、将来の技術進展の見通し等により異なることから、目標年度は<u>建築材料</u>毎に異なったものとするが適当である。	<u>原則 8</u> 目標年度は、<u>特定機器</u>の<u>製品</u>開発期間、将来技術進展の見通し等を勘案した上で、3～10年を目処に<u>機器</u>ごとに定める。 ・ 目標達成に必要な期間は、現行の<u>エネルギー消費効率</u>と目標基準値との関係、従来からの<u>エネルギー消費効率</u>の改善の程度により異なると考えられるが、目標年度の設定に当たっては目標達成に必要なとなる当該<u>特定機器</u>の<u>製品</u>開発期間、設備投資期間、将来の技術進展の見通し等を勘案した上で、適切なリードタイムを設けることが適当であると考えられる<u>ことから、3～10年を目安として設定することが適当である。</u> ・ なお、<u>特定機器</u>毎に現行の<u>エネルギー消費効率</u>と目標基準値との関係、従来からの<u>エネルギー消費効率</u>の改善の程度、<u>製品</u>開発期間、設備投資期間、将来の技術進展の見通し等により異なることから、目標年度は<u>製品</u>毎に異なったものとするが適当である。

目標基準値は「性能が最も優れている特定熱損失防止建築材料の当該性能」及び「技術開発の将来の見通し」を勘案して策定されることから、製造事業者等が自社建築材料を当該基準値に満足させるためには、製造設備の改良等一定の期間が必要である。

したがって、エネルギー消費機器の場合と同様、特定熱損失防止建築材料においても本原則の策定を行うことが必要である。

建材トップランナー原則(案)	エネルギー消費機器のトップランナー原則 (参考)
原則 <u>8</u> 目標年度において、目標基準値を達成しているかどうかの判断は、製造事業者等ごとに、区分ごとに加重平均方式により行う。 ・加重平均方式は、目標値以上の熱損失防止性能を有する建築材料をより多く生み出すことにより、真に市場が必要としている建築材料であれば目標値を下回るものであっても市場に投入し得る余地を生み出すことが可能となる。このため、製造事業者等に対して、更に熱損失防止性能の高い建築材料を市場に投入しようとするインセンティブを付与することができ、個々の建築材料の熱損失防止性能の一層の向上が期待できる。さらに、当該判断方法の効果により、特定熱損失防止建築材料の多様性を確保することも可能となる。	原則 <u>9</u> 目標年度において、目標基準値に達成しているかどうかの判断は、製造事業者等ごとに、区分ごとに加重平均方式により行う。 ・加重平均方式は、目標値以上のエネルギー消費効率の製品をより多く生み出すことにより、真に市場が必要としている製品であれば目標値を下回るものであっても市場に投入し得る余地を生み出すことが可能となる。このため、製造事業者等に対して、更にエネルギー消費効率の高い製品を市場に投入しようとするインセンティブを付与することができ、個々の製品のエネルギー消費効率の一層の向上が期待できる。さらに、当該判断方法の効果により、特定機器の製品の多様性を確保することも可能となる。

目標基準値の達成判断手法として加重平均方式を用いることにより、目標基準値以上の性能を有する建築材料の製造にインセンティブを与えると同時に、建築材料の多様性を確保することが可能となることにより、様々な市場ニーズへ対応しつつ区分における製造建築材料全体の性能改善を促すことが可能となる。

したがって、エネルギー消費機器の場合と同様、特定熱損失防止建築材料においても本原則の策定を行うこととする。

建材トップランナー原則(案)	エネルギー消費機器のトップランナー原則 (参考)
原則 9 測定方法は、内外の規格に配慮し、規格が存在する場合には、可能な限りこれらと整合性が確保されたものとするのが適当である。また、測定方法に関する規格が存在しない場合には、<u>建築材料</u>の使用実態を踏まえた、具体的、客観的かつ定量的な測定方法を採用することが適当である。 ・ 測定方法については、特定熱損失防止建築材料の使用実態を踏まえたものである必要がある。また、国際規格、J I S等の任意規格又は強制規格等により、測定方法が制定されている場合には、可能な限り当該測定方法を採用し、内外の規格と整合性を確保することが適当である。また、前述の測定方法が存在しない場合にあっては、具体的、客観的、定量的なものである必要がある。	原則 10 測定方法は、内外の規格に配慮し、規格が存在する場合には、可能な限りこれらと整合性が確保されたものとするのが適当である。また、測定方法に関する規格が存在しない場合には、<u>機器</u>の使用実態を踏まえた、具体的、客観的かつ定量的な測定方法を採用することが適当である。 ・ 測定方法については、特定機器の使用実態を踏まえたものである必要がある。また、国際規格、J I S等の任意規格又は強制規格等により、測定方法が制定されている場合には、可能な限り当該測定方法を採用し、内外の規格と整合性を確保することが適当である。また、前述の測定方法が存在しない場合にあっては、具体的、客観的、定量的なものである必要がある。

トップランナー制度による測定方法が他の規格と整合しないものである場合、トップランナー制度とそれ以外とで異なる数値が「熱損失防止性能」として計算され、市場が混乱する恐れがある。また、測定方法に関する規格がない場合に測定者によって結果が異なるような不適切な測定方法を定めた場合、数値の操作によって本制度が形骸化する危険性がある。

したがって、エネルギー消費機器の場合と同様、特定熱損失防止建築材料においても本原則の策定を行うことが必要である。